

第23条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第24条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長の選定及び解職

(招集)

第25条 理事会は理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第26条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わる事ができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第27条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印しなければならない。

## 第6章 資産及び会計

(資産の区分)

第28条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産、公益事業用財産の3種とする。

2 基本財産は次の各号に掲げる財産をもって構成する。

- (1) 長崎県長崎市檜山町1470番地所在の鉄筋コンクリート造ルーフィング葺2階建特別養護老人ホーム「三重の里」 1棟（3,965.16㎡）
- (2) 長崎県長崎市檜山町1462, 1463番地所在の鉄筋コンクリート造瓦葺2階建デイサービスセンター「ゆ〜ゆ〜ハウス」 1棟（367.08㎡）
- (3) 長崎県長崎市檜山町1461番地所在の鉄筋コンクリート造スレート葺平家建デイサービスセンター「ほのぼのハウス」 1棟（180.65㎡）
- (4) 長崎県西海市崎戸町蛸浦郷字無田島17番地19, 17番地24, 17番地25所在の木造瓦葺平家建痴呆性老人グループホーム「しおさい」 1棟（341.80㎡）
- (5) 長崎県長崎市檜山町1470番地所在の特別養護老人ホーム「三重の里」敷地（2,985.61㎡）
- (6) 長崎県長崎市檜山町1476番地1所在の特別養護老人ホーム「三重の里」